

# 所 信

平成22年 9月16日  
全 国 証 券 大 会

我が国経済は、一昨年の世界的な金融危機に起因する急激な落ち込みから脱出し、緩やかに回復基調を辿りつつあるものの、最近の為替相場や株式市場は不安定な動きを続けており、憂慮される状況にある。また、欧米経済を中心として、先行きをめぐる不確実性も高まってきており、引き続き、注視する必要がある。こうした中、政府では、新成長戦略実現に向けた経済対策として、速やかなデフレ脱却と我が国経済を本格的な回復軌道に乗せることを目標とする対策が取りまとめられたところである。我が国経済の活力を高め、長期・安定的な成長を実現するためには、金融・資本市場の果たすべき役割は、ますます重要である。

このような認識のもと、引き続き、多くの国民が安心して投資を行うことができ、国際的に信認され高い競争力を有する金融・資本市場の確立を目指し、以下に掲げる具体的方策の実現・実施に全力で取り組む所存である。関係各位におかれても、一層の御理解と御協力をお願いしたい。

## ・証券会社などへの信頼を飛躍的に向上させ、身近で安心な市場の実現への取組み

### 1．証券市場の幅広い利用者との対話促進による市場活性化に向けた取組み

証券市場の担い手であり仲介者でもある証券会社などが、投資者などの利用者の信頼を十分に獲得することなくして、市場の発展はありえない。このため、より一層の信頼の向上に向けて、市場の幅広い利用者にかかれた形で検討懇談会を設置し、検討を行う。また、先般、取りまとめられた「社債市場の活性化に関する懇談会」の提言に基づいて、必要な施策の着実な実行を図る。併せて、我が国の経済成長を着実なものとし、国内外の投資を呼び込む観点から、新興市場の改革に向けた検討に取り組む。

さらに、個人投資家の裾野を拡大し、市場の活性化を図るため、現行の上場株式等の譲渡益・配当金等の課税に対する軽減措置の延長、損益通算の範囲の拡大など金融所得課税の一体化の推進などに全力を挙げて取り組む。金融・資本市場のグローバル化のなか、官民一体による海外への日本市場の積極的なPR活動、とりわけアジアの市場関係者との連携・情報交換を強化する。

### 2．効率的で公正な市場基盤整備の推進

我が国の国債取引の決済リスクの削減、市場の活性化及び安定性・効率性の向上を通じて、国債市場の競争力強化を図る観点から、決済期間の短縮化の早期実現に向けて着実な対応を行う。また、証券市場への信頼を維持・確保する観点から、警察当局と連携して、反社情報データベースのあり方についての検討を推進し、反社会的勢力の排除の徹底を図る。さらに、投資環境整備の一環として金融・資本市場統計情報の整備・充実を図る。

### 3．投資未経験者に重点を置いた普及啓発、広報の推進

金融商品に対する様々な投資情報が氾濫するなかで、「リスク」に対する正しい認識や個別商品に対する正しい知識を習得することが極めて重要となっている。このため、投資の日（10月4日）を中心として、より多くの投資未経験者・初心者向けに投資への興味・関心を高めるためのイベントを開催するなど、一般市民の金融リテラシーの向上に取り組む。併せて、学校現場の意識・実態とのギャップを埋める「金融経済教育」を推進する。また、個人の資産形成にとって有用なツールである投資信託やETF、REITについて、投資者の期待に応えるため運用能力や情報提供の質の向上、制度整備に努めるとともに、投資商品としての正しい理解の定着に向け、普及啓発活動を積極的に展開する。

## ・国際的信認と経済発展の基盤として高い競争力を有する金融・資本市場確立への取組み

### 1．証券市場の幅広い利用者の信頼を向上させるための自主規制機能の強化

金融・資本市場における投資商品・取引手法が高度化・進化するなか、行政による証券会社・金融機関等や市場等への監督・監視と並んで、自主規制機関がその機能を迅速かつ適切に発揮することがより一層求められている。このため、検討懇談会の意見などを踏まえ、また、幅広い利用者の目線に立って、検討プロセスの中立性・透明性の向上を図りつつ、自主規制規則等の見直し・策定を行う。また、投資者に対する注意喚起（インベスター・アラート）など投資者に対する情報発信機能を拡充するとともに、未公開株式被害の未然防止について継続的な対応を進める。

### 2．金融商品取引市場の動向・環境変化に即応した自主規制機能の発揮等

社債市場の一層の機能強化の観点から、公社債売買参考統計値制度の見直し等、社債市場の更なる活性化に向けた制度整備を推進する。また、問題等の早期把握の観点から、投資者保護及び取引の公正性の確保に資する自主規制のあり方について検討を推進する。併せて、我が国市場の国際的地位の回復及び内外投資家等の信認を得るため、上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組みを市場関係者の立場から推進するとともに、国際会計基準の導入等の国際的動向に対して適切な対応を行う。

### 3．自主規制規則体系のあり方の検討と見直し、あっせん・相談機能の充実に向けた対応等

投資者保護及び取引の公正性の確保の観点から、引き続き、法律改正等に適切に対応しつつ、自主規制規則体系のあり方の検討・見直しに取り組む。併せて、苦情・あっせんに対する利用者の信頼感・納得感の一層の向上を図る観点から、他の金融商品取引業協会と連携して、「証券・金融商品あっせん相談センター」の「金融ADR制度」への取組みに協力する。加えて、新たに設立される予定の第二種金融商品取引業協会の業務運営に対して、必要な支援を行う。